付録2 平成28年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡例

- 1 平成28年4月1日から29年3月31日までの間に係属した事件95件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、 都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調) は調停、(リ) は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|----------------|--------------|------------|------|----------|---|------------|------|--------------------|
| 1 | | 福祉施設 | | 青森県 | 社会福祉 | 申請人は、被申請人が営む特別養護老人ホ | | 調停申請 | 申請人は、都合 |
| | 平成28年 | | | 住民1人 | | ームから発生する騒音等により、心理的・ | | 取下げ | により、調停申 |
| | | | | | | 感覚的被害を受けている。よって、被申請 | | | 請を取り下げた |
| | | 止請求事 | | | | 人は、エアコン、床暖ヒートポンプ、ラン | | | ため、本件は終 |
| | | 件 | | | | ドリー、ヒートポンプ給湯機から発生する | | | 結した。 |
| | 4.1.11 | * 구내 > | | | | 音を低くすること。 | | | |
| 2 | 宮城県 平成28年 | 砕石場か | | | | 申請人らは、被申請人砕石場から発生する | | | |
| | 平成28年 (調)第1 | | | 住民2人 | 販冗会任 | 粉じん及び騒音により、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①被申請人 | | | |
| | | 音・切し ん被害防 | | | | でいる。ようで、 | | | |
| | | 止等請求 | | | | の効果的な粉じん防止対策を講じること、 | | | |
| | | 事件 | | | | ②被申請人砕石場より発生する騒音の発生 | | | |
| | | | | | | を防止するための効果的な騒音防止対策を | | | |
| | | | | | | 講じること、③申請人らの住居に隣接する | | | |
| | | | | | | 市道を走行する砕石運搬車の運行により発 | | | |
| | | | | | | 生する粉じんの舞い上がり及び騒音を防止 | | | |
| | | | | | | するため効果的な対策を講じること、④被 | | | |
| | | | | | | 申請人設置の沈殿池からB川に至る配管経 | | | |
| | | | | | | 路を申請人Aの所有地に関わらない経路に 変更すること、⑤申請人ら所有の居宅及び | | | |
| | | | | | | 事務所の各所の粉じん付着に対する防去対 | | | |
| | | | | | | 策を講じること。 | | | |
| 3 | 宮城県 | スーパー | 28. 7.20 | 宮城県 | スーパー | 被申請人らは申請人の所有する田に隣接す | | | |
| | 平成28年 | | | | | る土地で営業を行っており、そこから発生 | | | |
| | (調)第2 | ト等から | | | F | する廃棄物が申請人の田及び水路に悪影響 | | | |
| | | のゴミ流 | | | | を及ぼしている。よって、被申請人らは、 | | | |
| | | 入による | | | | ①申請人の田について、ごみが流入しない | | | |
| | | 水質汚 | | | ストア | よう、フェンス下部にネットを張ったり、 | | | |
| | | 濁・土壌 | | | | 1日2回以上見回り・ごみ拾いをしたりす | | | |
| | | 汚染被害 防止及び | | | | るなど適切な措置をとること、②申請人の 田について、その接続する水路の水質維持 | | | |
| | | 損害賠償 | | | | につき毎年3月から10月にかけて1か月に | | | |
| | | 請求事件 | | | | 1回以上の清掃等の適切な措置を取るこ | | | |
| | | H13 3 - 3 11 | | | | と、③調停が成立するまで期間につき、申 | | | |
| | | | | | | 請人に対し、相当額の賠償金を支払うこ | | | |
| | | | | | | と。 | | | |
| 4 | | 事業場か | | | | 被申請人会社は建築材料卸売業(砂利、砕 | | | |
| | 平成28年 | | | 住民1人 | 卸売業者 | 石、土・砂卸売業)を営んでおり、そこか | | | |
| | (調)第1 | | | | | ら発生する騒音、粉じん等により、申請人 | | | |
| | 号事件 | ん被害等 防止請求 | | | | は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、①毎日発生する騒音を減 | | | |
| | | 事件 | | | | 少させるために防音壁を設置すること、② | | | |
| | | 711 | | | | 排気ガスを発生させる他社のダンプカーを | | | |
| | | | | | | 他の場所に移動させること、③土砂ぼこり | | | |
| | | | | | | を減少させるために、水撒き等の徹底(市 | | | |
| | | | | | | 道への出入口も含む)を行うこと。 | | | |
| 5 | | スーパー | 27. 8.14 | | | 申請人らは、被申請人スーパーマーケット | 28. 4.22 | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| | 平成27年 | | | 住民3人 | | の室外機、ヒートポンプ給湯機、キュービ | | | 3回の調停期日 |
| | | トからの 騒音・振 | | | 1 | クルや換気扇等から発せられる騒音及び振 動音により、精神的苦痛を受けている。よ | | | の開催等手続を進めた結果、調 |
| | | 職音・振 動被害防 | | | | 助音により、精神的舌痛を受けている。よって、被申請人はスーパーマーケットの① | | | 進めた結果、調 停委員会の提示 |
| | | 业請求事 业請求事 | | | | 室外機及びヒートポンプ給湯機を移設する | | | した調停案を当 |
| | | 件 | | | | こと、②キュービクル及び換気扇の防音対 | | | 事者双方が受諾 |
| | | | | | | 策を採ること、③駐車場にアイドリングス | | | し、本件は終結 |
| | | | | | | トップ、前進駐車等の標示を立てること。 | | | した。 |
| 6 | | 木材チッ | 27. 10. 21 | | 木材会社 | 被申請人の木材チップ工場から発せられる | | | |
| | 平成27年 | | | 住民1人 | | 破砕機の騒音により、申請人は精神的苦痛 | | | |
| | (調)第1 | | | | | を受けている。また、申請人の妻及び娘は | | | |
| | | 止請求事 件 | | | | 療養中であり、騒音被害により病状が悪化しないか心理である。トップ、嫉申詩人 | | | |
| | | 11+ | | | | しないか心配である。よって、被申請人 は、騒音被害対策、完全な防音壁を設置す | | | |
| | | | | | | は、触首依告対象、元生な的音壁を試置りること。 | | | |
| 7 | 群馬県 | リサイク | 27. 11. 16 | 群馬県 | スーパー | この問題が起きてから2年半以上、陳情書 | 28. 12. 27 | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| | 平成27年 | | | | | を出してから1年経過している。この問題 | | | 4回の調停期日 |
| | | らの悪 | l | 1 | | を解決し、一日も早く以前と同じような良 | 1 | 1 | の開催等手続を |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-------------------------------|----------------------------------|------------|---|-----------------------------|---|------------|-------|--|
| | 号事件 | 臭・騒音 被害防止 等請求事 件 | | | 会社 | い環境に戻ってほしい。よって、被申請人は、①悪臭、騒音、煙、汚水について、地域住民の迷惑にならないようにすること、②発砲スチロールの減容に伴うガス、臭気の対策を行うこと。 | | | 進めた結果、調 停委員会の提示 した調停案を当 事者双方が受諾 し、本件は終結 した。 |
| 8 | 平成28年 (調)第1 号事件 (参加) | リルら 臭被等性 の 騒防求 | | 群馬県 住民1人 | | 群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。 | 28. 12. 27 | 調停成立 | 群馬県平成27年(調)第1号事件と同じ。 |
| | 平成28年 (調)第2 号事件 (参加) | らの悪 臭・騒音 被害防止 等請求事 件 | | 住民1人 | 成27年 (調)第1 号事件と 同じ | | 28. 12. 27 | | 群馬県平成27年 (調)第1号事件 と同じ。 |
| 10 | 平成27年 (調)第1 号事件 | | 27. 2.10 | 埼玉県 住民11人 | | 申請人らは、被申請人の施設に設置されて いるエアコン室外機及び乾燥機からの騒により、精神的苦痛及び安眠妨害を受けるり、通常の生活を送ることがで被申請人は、①エアコン室外機及び乾燥機の騒音として、被取るよう対策を講じること、②エアコン室外機及び乾燥機の騒音について、コン室外機及び乾燥機の騒音を採ること、③エアコン室軽機及び乾燥機の騒音軽減のため、連転時間、後の使用による悪臭軽減のための場合、半年の猶予期間後、当該施設の移転又はこと。 | | 調停成立 | 調停の進停である。というでは、日を調が出版を受ける。というでは、日を調が出版を受ける。というできます。というできます。というできます。というできます。というできます。これでは、日を調が出版を受います。 |
| 11 | 平成27年 (調)第2 号事件 | プ給湯の害球機の害求 | | 住民1人 | 住宅販売 会社 | 申請人は、被申請人宅から発せられる音になら気に、被申請人名、破申請人名、頭痛、中請人名、可、必受けている。。は、①被申請人宅に設置しているのののののののののののののののののののののののののののののののののののの | | | 調停の進があるという。 は期待の進ががいりでするという。 は期続合見判打は は期続合見判打は は期に がすい停本。 |
| 12 | 平成27年 (調)第4 | ゴミ焼却 施設建設 差止請求 事件 | 27. 12. 25 | 埼庄民 3 群民 3 年民 1 年民 1 年民 1 年民 1 | 者町長) 環境保全 | 申請人らは、新ごみ焼却施設(以下、「本件施設」という。)の稼働により、本件施設から排出される有害物質等及び廃棄物の運搬車両から排出される有害物質等により、生命・健康及び生活・財産に対する被害を受けるおそれがある。よって、①被申請人Aは、本件施設を建設・操業してはな | | 調停打切り | 調停の開係の開係の開係の開係が立ている。 まずい の 関係 がいまい でいい でいい でいい でいい でいい でいい でいい でいい でいい |

| No | 事件の | 事件名 | 申請受付 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|---|--------|-------------|--------------|--|----------|----------------|--|
| | 表示 | 711 6 | 年月日 | 1 8132 4 | 100 T R117 T | らない、②被申請人Bは、本件施設建設場 | | 7 (74) | 切り、本件は終 |
| 10 | 法 工用 | 工担 | 00 1 7 | 体工用 | | 所の決定を撤回し、同施設建設に適した場所の選定手続をやり直すこと。 | | ===/= k= l= lo | 結した。 |
| 13 | 平成28年 (調)第1 | 工場から の騒音被 害防止請 求事件 | | 埼玉県 住民1人 | | 申請人及び申請人の家族は、被申請人の工場の発する板金をたたく音やフォークリフトの騒音、振動、溶接による閃光等の被害に悩まされており、感情の乱れ、食欲不振、耳からのめまい、不眠などの体調不良の状態となっている。よって、被申請人は、作業場所を移転すること又は騒音規定内の作業工程の見直しを施し、騒音が発生しないよう措置を講ずること。 | | 調停打切り | 調停委員の開係委員の開催が成立の開催が成立ない。 日を意いの はいかい はいかい はいかい はい |
| | 平成28年 (調)第2 号事件 | 浴室換気の 扇か被表 の 悪臭 計 事件 | | 住民1人 | | 被申請人宅の浴室の換気扇が申請人宅に向いており、被申請人宅の浴室の臭気が申請人宅に流入する。毎日長時間に及ぶカビやドブのような臭いにより、申請人は苦痛と健康面での不安を感じている。よって、被申請人は、被申請人宅の浴室に設置されている換気扇からの臭気を低減する措置を採ること。 | | | 調停の開催を表現の開催を表現の開催を表現の開催を表現の関係を表現の実施を表現の実施を表現の実施を表現を受ける。 |
| 15 | 平成28年 (調)第3 | スマト騒臭止害求パケら・害び償件ーッの悪防損請 | | | | 被申請人が経営するスーパーマーケットからの騒音・悪臭などにより、申請人は睡眠不足等の肉体的・精神的苦痛を受けてパーマーケットの話舗及び倉庫が洗される。よって、被申請人は、経営する、一マーケットの店舗及び倉庫が洗される。とのでは、店舗とででは、店舗とででは、店舗及び倉庫のとのでは、店舗及び倉庫のとのでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通行を制限する、のでは、「の通び倉庫のとのでは、「の通び倉庫のとのでは、「の方では、「のうな、「の方では、「のうな、「の方では、「のうな、「の方では、「のうな、「のうな、「のうな、「のうな、「のうな、「のうな、「のうな、「のうな | | 調停打切り | 調停の進がみし切結といった。 |
| 16 | 平成28年 | ゴミ焼却 施設建設 差止請求 事件 | | 埼玉県 住民1人 | | 埼玉県平成27年(調)第4号事件と同じ。 | 28. 9.26 | 調停打切り | 埼玉県平成27年 (調)第4号事件 と同じ。 |
| | 平成28年 (調)第5 号事件 | 農業 戸騒 所 所 ま の 害 び 償 は ま 事 件 | | 住民1人 | | 申請人及び申請人の家族は、申請人の住所 に隣接する農地に被申請人が設置している 農業用井戸のポンプから発する騒音に長年 悩まされ、耳鳴り、情緒不安定、精神不 安、頭痛等の精神的被害が生じ受忍限度を 超えている。よって、被申請人は、①被申 請人農地に設置している農業用井戸のポン プを使用しないこと、②申請人に対し、金 100万円を支払うこと。 | | | |
| 18 | 平成28年 | 産業廃棄施 物処における 変運用 計 で 事件 | | 千葉県住民29人 | 知事) | 施設の稼働等により化学物質が発生し、周辺の住民に様々な健康被害が生じていることから被申請人A社に対し施設の改善を求めたが、十分な対策が施されておらず、また、被申請人千葉県の被申請人A社に対する指導が不十分であり、状況が改善されていない。よって、被申請人A社は、①施設内の破砕選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善をすること、②施設に設置され | | | |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|-------------------|----------|------|-------------|--|----------|-------|---|
| | 201 | | 1711 | | | た煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善をすること、③施設における運用面の改善をすること。被申請人千葉県は、被申請人A社の施設内及び周辺のVOCの定性分析調査及び定量分析調査を実施の上、上記①から③の項目が実現するよう、被申請人A社を指導すること。 | 77 | | |
| 19 | | | | | 千葉県 住民3人 | 被申請人らは、申請人住所西側に隣接する 畑で大型トラクタを稼働させており、その 振動・騒音によって、申請人の身体及び居 住家屋等に被害が生じている。よって、被 申請人らは、①損害に対する金員を支払う こと、②公害に係る畑において、公害発生 原因となる事業活動を停止すること。 | | | |
| | 平成29年 (調)第2 号事件 | 製から等止が事件 | | 住民1人 | 千葉県住民1人 | 平成28年4月末の製氷工場内の電動機交換工事後に騒音、振動が著しく激しくなり、安眠ができないことを始め平穏な環境の日常生活が送れない。また、工場の稼働により自請人の受ける被害は、社会通念上受えている。よって、被申請人は、①直ちに起しなければならない限度をはるかに起製氷工場からの騒音、振動の発生を停止、もしなの数値を低減すること、②今後速やかに製氷工場内の騒音、振動のでないる。財機械を申請人宅に影響のでないるの期間、夜間(午後7時以降、午前7時にの期間、複間(午後7時以降、年前7時にでの間)製氷工場内の騒音、振動の発生源である動力機械は稼働しないこと。 | | | |
| 21 | 号事件 | | 29. 3.21 | 自治会 | 市(代表者市長) | 施設が稼働開始したときから現在まで、施設の存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、①一般廃棄物処理施設を直ちに操業停止すること、②停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、③一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。 | | | |
| 22 | 平成26年 (調)第1 | 清掃か音は事ら被請事ら被請事の害求 | 26. 1.30 | 東京都人 | | 被申請人清掃事務所は、月曜日から土曜日まで、ごみ収集を行う清掃作業員の集合、解散場所に利用されている。清掃事務所の四側出入口付近で、午前7時半頃から監視情方を繰り返す、清掃車が大きながでアインでなる、事務所構内で大きながでアインでする、バックや曲がる際の場所で大きなどのを発生させる、清掃作業員出して、窓を開きに悩まされ続け、窓を開きで会話するともをでいるなどのをで発生があるともをでいるでで、一次ででで、一次でで、一次でで、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一 | 28. 6.21 | 調停打切り | 調停回側があると切りである。 では、日を意込断ない。 は知れる はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん はいかん |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|------|----------|---------|-------------|---|------------|-------|--|
| 23 | 平成26年 (調)第2 | からの騒 | 26. 4. 2 | | 運営会社 | 被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間のエ事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。 | | | |
| 24 | 平成27年 (調)第2 号事件 | ートポン | | | 東京都 住民1人 | 家庭用ヒートポンプ給湯機から発生する低 周波音のために、申請人らは深刻な不眠、 しびれ、頭痛、耳鳴り、自立神経失調症等 の健康被害を受けている。よって、被申請 人は、①ヒートポンプ給湯機の使用を停止 すること、②ヒートポンプ給湯機を電気温 水器、ガス給湯器などの低周波音を発生さ せない機械に交換すること。 | 28. 5. 9 | 調停成立 | 調停委員会は、 7回開発を 5の開発を 6の開発を 6の開発を 6の開発を 6の開発を 6の開発を 6の実施の 6の実施の 6の実施の 6の実施の 6の実施の 6の表述を 6 表述を 6 表述を |
| 25 | 平成27年 (調)第3 号事件 | からの騒 | 27. 6.10 | 東京都住民2人 | | 申請人らは、被申請人の印刷工場から発生する騒音のため、血圧の上昇、耳鳴り、ストレス、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①午後8時から午前7時までの夜間・早朝操業を即時中止すること、②印刷機械のモーター回転を下げるなどして、被申請人印刷工場からの騒音を低減させること、③申請人の家屋に隣接して設置してある印刷機械を工場中心部に移設すること。 | 29. 3.15 | 調停成立 | 調停回開める の催た員調等結会停手果の の機を の機を しまる のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと |
| 26 | 平成27年 (調)第5 号事件 | ン内公開 | | | ン管理組 合 | 被申請人が管理するマンションの広場状空地、歩道状空地及び公開空地は、建築基準、歩行者が日常自由に通行または利用でまたは利用できたが、これを遵法していない。また、三方(北・西・道と高い建物に囲まきで、三方(北・西・道となっておりにの関連をはいるものだが、これを適とでは地に、自然であるとでででは、しているがででででは、できるとででででででででででででででででででででででででででででででででででで | 28. 6. 2 | 調停打切り | 調3の進がみし切結の進がみし切結の場合の場合では、日を意とを作るとを作り、のとのでは、日を意とのできる。これでは、日を意とをはまれていい。これでは、日を意とをはまれている。 |
| 27 | 平成27年 (調)第6 号事件 | ン内自主 | 27. 8.28 | | ン管理組 合 | 三方(北・西・南)を高い建物に囲まれ、風と音の通り道となっており、わめき声、叫び声などうるさくて健康に良くない。また、庭木剪定作業におけるチェーンソーは規制値以上の騒音を発生している。さらに、ベランダ屋外での洗濯物、布団干しは、風で落下すると危険である。よって、(1)被申請人の自主管理公園での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止、(2)申請人宅の北側道路上での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等 | 28. 6. 2 | 調停打切り | 調の開発を の開発を の開発がすると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると があると は は は は は は は は は は は は は |

| N | 事件の | 古/4. /2 | 申請受付 | ++->± (| *#+#+ === 1 | 34_LO.WIII | 終結 | white IT I | 44 4+ A HII == |
|----|-----------------------|--|------------|-------------|----------------------|---|-----|------------|---------------------------------|
| No | 表示 | 事件名 | 年月日 | 甲詴人 | 被申請人 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
| | | | | | | 遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止、(3)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと、(4)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団たたきの禁止、(5)工事をする場合は事前に連絡すること。 | | | |
| 28 | 平成27年 (調)第7 号事件 | 音・排気 ガス が 事件 | | 住民2人 | 理会社 | 駐車場からの耐え難い騒音と排気ガス臭により被害を受けている。よって、被申請人は、①当該パーキングの区画15及び16をコインパーキングではなく月極駐車に変更すること、②当該パーキング区画15及び16と申請人住所地との境に防音壁を設置すること、③当該パーキングの駐車方法につき、区画11~20全てを、「前向き駐車(自動車の頭を前に向けて駐車する)」とすること、④当該パーキングを利用する者に対し、アイドリングストップ及びドアの静かな開閉の告知を徹底すること。 | | 調停申請取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げため、本件は終結した。 |
| 29 | 平成27年 (調)第8 号事件 | | 27. 11. 27 | 東京都住民1人 | | 申請人は、騒音のために血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①ダクトの交換・調整をするなどして、被申請人経営の店舗からの騒音を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、並びに、同規則所定の規制基準値以下に低減すること、②上記措置をない場合、上記店舗のダクトを稼働してはならないこと、③申請人に対し、平成26年4月から上記低減に至るまで生じていた騒音に対する損害賠償金として、金100万円を支払うこと。 | | | |
| 30 | 平成28年 (調)第1 号事件 | らの騒音 の い の い の い の い が 止 請 件 | | 住民2人 | 理会社 | 申請人らは、騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場の土地に防音壁を設置し、工場からの騒音を低減すること、設置後のメンテナンスも行うこと、②工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業を行わないこと、③粉じんを工場外へ飛散させないよう対策すること、④悪臭を発生させないよう対策すること、の打置を採らない場合、工場を現在地から移転すること。 | | | |
| | 平成28年 (調)第2 号事件 | 低減請求 事件 | | 住民1人 | 法人 | 保育所からの騒音により、申請人の生活に 支障が生じている。よって、被申請人は、 ①被申請人が運営する保育園からの騒音を 低減すること、②園庭での園児の運動について騒音を減らすように具体的な対策、騒音 うこと。具体策としては、現時点で、騒音 を防ぐ透明な壁(光透過板)等の設置を希望するが、この方策では被申請人宅の風通 しを悪化させる可能性が高いため、検討中である。 | | | |
| 32 | 平成28年 (調)第3 | | | 東京都 住民1人 | 園 | 煙により、申請人家族のぜん息発作が誘発され、健康被害を受けている。よって、被申請人は、ガスカセットコンロを使用したり、近隣のバーベキュー場を利用したりするなどして、被申請人経営の幼稚園の園庭から、野外焼却行為による煙の排出をしないこと。 | | | |
| 33 | | に係る大 | 23. 8.31 | | 者国土交 通大臣) 高速道路 | ①被申請人らが環境影響評価に用いたプルーム・パフモデルは平坦地用に開発されたもので複雑な地形については信頼する結果が得られない時代遅れの方式である、②プルーム・パフモデルによる結果は、車からの排ガス汚染を過小評価し、結果的に住民 | | 請取下げ | 30回の調停期日 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受作年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|---|----------|------------|------|--|------------|-------|--|
| | X/N | | 千刀口 | | | の健康被害を招くおそれがある。③プルーそかければ排気向への排気がある。万方のの進行方のの進行方のの進行方のの推気が不動力のが振気が変更した。かつ、おり、ないのでに見分れたもの標準偏差しい。とはなどない。A はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとはない。B はいるとなるがに富ない。B はいるといるとない。B はいるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい | 十八口 | | 請請しし請てり取り、おはおに合申、は、のは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので |
| | 平成28年 (調)第1 | | 28. 2. 1 | 7 神奈川県住民2人 | | と。申請人らの敷地と被申請人の整生した騒音をが減音をが無いため幼稚園で発生申請人とで発生の高いたなく、もいれてもいれてもいれてもいれてもいれてもいれてもいれてもいれてもいれてもいれて | 28. 10. 20 | 調停打切り | 調4の進がみし切結の進がみし切結の進がみし切結の進がありした。 |
| | 平成28年 (調)第2 号事件 | らの 騒動 ・ 振動 ・ 上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 住民1人 | 住民1人 | 被申請人は、卓球場を自ら使用しあるいは 第三者に使用させて卓球をする際に、人が 床を踏む足音によって低音の騒音、振動を 発生させており、騒音・振動の測定をした ところ、市条例の規制基準を昭における 間帯が多数あり、申請人はいる。よって、 申請人は、被申請人が経営する卓球場にお いて、卓球をしている際の騒音振動を市条 例の騒音・振動の規制基準未満になるよう に建物の床、壁を改良する等の改善措置を 採ること。 | 28. 11. 4 | 調停打切り | 調得回開 は は 、 日 を 意の 催 が すい 停 を 意 込 断 し かい に かい |
| | 平成29年 (調)第1 | による振 | 29. 2. | 住民3人 | | 被申請人が実施した家屋建設のための工事により、申請人らの家屋が揺れ、家屋外壁、風呂場のタイルや天井にひび割れが生じた。よって、被申請人は、①申請人らの | | | |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|--|----------|---------------|-------------|--|------------|-------|---|
| | | 等請求事 件 | | | | 家屋に対して専門家による家屋診断を実施 し、被申請人が行う工事前にはなかった申 請人家屋の損害箇所を明らかにするととも に、その損害箇所を修繕すること、②①に 係る一切の費用を負担すること。 | | | |
| | 平成27年 (調)第1 号事件 | プ業番を まま まま で の の の の は の は の の の の の の の の の の の の | | 住民1人 | 造原料加 工会社 | 申請人は、平成20年頃から、被申請人の工場に設置されているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音等に悩まされるようになった。被申請人の改善要求に対しても十分な措置が採られることはなく、平穏な生活が侵害され続けている。よって、被申請人は、①被申請人の工場に設置しているギロチンシャー及びフォーク付マグネット仕様機から発生する騒音について、完全な防音対策を採ること、②ギロチンシャーから飛来する金属片等の物について、完全な防止対策を採ること、③申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払うこと。 | 28. 10. 21 | 調停打切り | 調停回開を進がすい停本の選がすい停本の機を立な調、、1の場がでは、1の場がでは、1の場ができません。 |
| 38 | 平成29年 (調)第1 号事件 | の騒声を ・ 音楽 と 語 と 音 を 選 語 ま で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 29. 1.10 | 住民1人 | | 被申請人店舗からの業務用冷蔵庫、一階の空調室外機及び屋上の空調室外機からの騒音・低周波音、被申請人及びその家族、客及び業者が車・トラックのドアを閉める音、深夜・早朝の来客の車のエンジン音及び話し声、来客の改造車のマフラー音による騒音により、身体・精神的苦痛を受けており、生活が困難になった。よって、被申請人は、申請人の居住地の土地・建物を買い取り、その買取り費用、引越費用、諸経費として申請人に合計1,000万円を支払うこと。 | | | |
| | 平成28年 (調)第1 号事件 | | | 石川県 住民 2 人 | 市(代表者市長) | 国道 A 号線と市道 B 号線が連結されたため、申請人住居が市道に突出した住宅環境になった。申請人住居横の市道 B 号線を正ちり抜ける多数の走行車の場景及び騒音生活を別になった。申請人住居横の市道 B 号線を当り精神的苦痛を受けており、通常の生活を受けており、通常を受けており、通常を受けており、通常を受けており、近路できないほどの影響を受けており、近路では、「終日大型車に東地では、「大型車に大力を開発をでは、「大型車に大力を開展をでは、「大型車」と、「大型車」を表示した。「大型車」を表示した。「大型車」を表示した。「大型車」を表示している。「大型車」を表する。「大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工 | 28. 5.25 | 調停打切り | 調停の選がよりでは、日を意というでは、日を意のでは、日を意とない。また、日を意というでは、日を意というできます。これでは、日を意というできません。 |
| 40 | 平成28年 (調)第1 号事件 | | 28. 7.12 | 福井県住民2人 | 知事) | 申請人らは、被申請人らの行うA駅付近連続立体交差事業工事の騒音・振動により通常の生活を送ることができないほどの影響を受け、その振動により境界ブロックお長の上に損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷を受け、をでは損傷をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | 28. 12. 16 | 調停打切り | 調の進がみし切結の進がみし切結を意込断ち終れていた。 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|---|----------|-------------|---------|---|------------|---------|--|
| | 双 // | | 十九日 | | | 申請人宅との間に適切な緩衝空地を設けること、⑥申請人Cに対して鉄道及び工事の騒音・振動による精神的身体的損害についての慰謝料として金300万円を支払うこと。 | 中月日 | | |
| | 平成28年 (調)第1 号事件 | 薪ストー ブル 書水 単二 水 生 水 生 水 生 水 生 水 生 水 生 水 生 水 生 水 生 水 | 28. 4.28 | | 長野県住民1人 | 被申請人が居住するようになってから、煙 突から排出される煙によって、申請人の が間質性肺炎に罹患したり、洗濯物を外に 干せなかったり、部屋の窓を開けられない 等の被害を受けている。よって、被申請人 は、所有する建物内に設置した薪ストー は、所有する建物内に設置した薪 を今後利用しないこと。又は、被申請外 は、煙突から排出される を別とないよう、大郎申請外 に入らないよう、所有するとを を相当程度高くした上で、 近した煙突を相当程度高くした上で、 近し、 一ブの適正利用、具体的には、 午前 5 利用しないこと、 新ストーブを利用する際は から午後 8 時までの間は薪ストーブを いち午後 8 時までの間は がいたと、 新ストーブを利用よ く 乾燥した薪を使用することとの都度書面 を1 年に 1 回以上行い、 その都度書面 請人に報告することをそれぞれ行うこと。 | | 調停打切り | 調停委員に 1 回り 1 回り 1 回り 1 回り 1 回り 1 回り 1 日の 1 日 |
| 42 | 平成28年 (調)第2 号事件 | 酒類販売 店に る 瓶音 は で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | | 住民1人 | | 申請人は、日曜祝日を除く日中、1日当たり約10回、1回当たり約15分程度、被申請人が瓶を割ることで生じる騒音により被害を受けている。よって、被申請人は、①瓶を割る行為を一切やめること、②申請人に対して慰謝料として100万円を支払うこと。 | | | |
| 43 | 平成27年 (調)第1 号事件 | 営農関連 施設 新 の 騒 い を い を い を は ま す ま す ま す れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま | 27. 6. 8 | 岐阜県 住民2人 | | 被申請人の運営する農業関連施設から発生する騒音は、受忍限度を超えている。被申請人に対し対策を求めているが、改善しない。よって、被申請人は、防音壁を設置するなどの対策を採るとともに、操業時間を午前9時から午後5時までとするなど、夜間の騒音発生を防止するための対策を採ること。 | 28. 10. 27 | 調停成立 | 調停委員会は、 6回の開催等手続い の開催結果、調 事者双方語し、 案を受諾し、 件は終結した。 |
| 44 | 平成28年 (調)第1 | 大規模品 室 野 所 止 請 事 件 | | 岐阜県 住民1人 | 団体 | 機器運転中の騒音、機器の運転と停止が繰り返されることによる騒音発生と静寂の繰り返し、機器起動時の騒音変化などが、生活の支障となっており、長期間(概ね6か月)の連続運転による苦痛を感じている。よって、被申請人は、①11月中旬から5月初旬までの温水発生器及び温水循環器の騒音対策を行うこと、②①以外の期間の換気扇運転時の騒音の低減及び遮蔽をすること。 | | | |
| 45 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 自動工の 動工の 事態 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 28. 3.22 | 静岡県住民1人 | | 被申請人が営む自動車修理工場からの悪 臭・騒音によって被害を受けている。よっ て、被申請人は、作業中の悪臭・騒音に対 する十分な対策を採ること。 | 28. 5. 19 | 調停申請取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げため、本件は終結した。 |
| | 平成28年 (調)第2 号事件 | 振動・悪 臭被害防 止及び 害賠償 求事件 | | 住民1人 | 者市長) | 申請人は、自宅前の道路からの振動により、家の修繕費用が発生したこと及び道路騒音、道路振動、道路からの悪臭により苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対して、損害賠償として金1,435万円を支払うこと、②申請人宅前の道路から、騒音・振動及び悪臭が発生しないように十分な対策を採ること。 | | | |
| 47 | 平成28年 (調)第3 | 工場から の騒音被 害防止請 求事件 | 28. 9.21 | 静岡県 住民1人 | 工作所 | 工場内の騒音により、家の2部屋が使用できず、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①工場での作業音がうるさいため、扉、通用口、窓を閉めること、②騒 | | | |

| No | 事件の | 事件名 | 申請受付 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|---|------|---------|---|--|-----|-------------|---|
| | 表示 | | 年月日 | | | 音が軽減されるよう、申請人宅に二重サッシの設置若しくは、集じん機の周りに防音壁を設置すること。 | 年月日 | | |
| 48 | 平成28年 (調)第4 | 配管業者 からの騒 音被害防 止請求事 件 | | 静岡県住民1人 | | 申請人は、申請人宅に隣接する被申請人会 社の従業員駐車場の空きスペースでの作業 の騒音により、精神的苦痛を受けている。 よって、被申請人は、グラインダー等を使 用した作業で発生させている騒音を止める こと。 | | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| | 平成28年 (調)第5 号事件 | 販売会社 等から 等 音 音 計 ま 件 | | 住民1人 | 設備・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 騒音が、不規則不定期に唐突に生じ、そのため、いつ騒音が発生するか、どのくらい続くのかについて申請人及びその家族は、予測不可能である。そのような状態に常に面しており、騒音自体による苦痛のみならず、いつ発生するか分からない不安感やストレスにさらされ、精神的苦痛も受けている。よって、被申請人は、①モーターボートないしジェットスキーの修理、動作確認、事でエンジンを稼働させないこと、②の合いよう配慮み下ろし作業音、複数人でこと、③隣地境界沿いに設置してある塀を撤去すること。 | | | |
| 50 | 平成28年 (調)第6 号事件 | プからの 騒音被害 防止請求 事件 | | 住民1人 | 営会社 | 地下水をくみ上げる揚水ポンプのうなり音により、深夜苦痛を受け、悩まされている。静かな生活、快適な安眠、春、秋などに窓を開けて寝られる環境を求める。よって、被申請人は、揚水ポンプを海側へ移動又は夜10時から朝5時までの間、地下水を水道水に切り替えること。 | | | |
| 51 | 平成27年 (調)第3 | 工る下れ止件 | | | 者上下水道局長) | 被申請した保証を持たいたのでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学をいる。所住し人事では、大学をいる。では、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を | | 調停打切り | 調4の進がみし切結の進がみし切結の進がみし切結の進がみし切結の進がみし切結の進がすい停本。 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------------------|------------------|----------|--------|------|---|------------|-------------|---|
| 52 | 愛知県 平成28年 (調)第1 号事件 | | 28. 8. 8 | | | 被申請人の工場から発生する騒音・粉じんにより、日中、コンプレッサーのブーン気になり、音が会属音、フォークリフト音が気になり、読書に集中できない、昼寝ができない、次女は頻繁に頭痛や頭の重みを感しなり、また3人とも騒音によるなトない。また3人とも騒音によるなとのはまされ、神経過敏、集中力が経済を強いているは変を全てにはまされている、神経過敏、集中力が経済を強いるといるなどのではまされている。最初である、神経過ないのでは、時音を発気気にし、40万円せなるであるのサッシを二重窓にし、40万円せなるであるのサッシを二重窓にし、40万円せななっている。場ではずったですでいる。、粉じんを可にないる事音を採る等を設置を発さる、粉じんを可能な対策を講じること。 | 十九日 | | |
| 53 | 平成28年(調)第 2 号事件 | の振じ防損請・被及賠事・被及賠事 | | 会社 県 人 | 造・機械 | 申請人名社は、①振動によりマシニンと 申請人名社は、①振動によりマシニンと 中請人名社は、①振動によりマシニンと 大業機械)が動作され作と 大変度のため、作業機械と 、で、②振力に 、で、のは 、で、の。で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、のは 、で、の。で、の。で、の。で、の。で、の。で、の。で、の。で、の。で、の。で、の | 29. 3. 1 | 調停打切り | 調2の進がみし切結の進がみし切結のでは期続合見判打は終れてい停本のとを件は期続合見判打は終れていのでは、日を意込断ち終れている。 |
| 54 | 平成27年 (調)第1 号事件 | | | 住民1人 | 会社 | 被申請人の行った作業による振動で家屋に被害を受けた。よって、被申請人は①振動が一切起こらないようにすること、②申請人宅2階の振動測定をすること、③冷凍庫等より低周波が出ている可能性が考えられるため、測定をすること、④悪臭防止法の規制に基づくこと。 | | | 調停回開かる。 日本 は 知を 意の催た立ない に の と を は 期 を が な が 、 の と を と を 体 は が み し 切 お し た 。 |
| 55 | 平成28年 (調)第1 号事件 | | | | | 事業所において、運んできた金属をダンプから地面に落とすときの音、大型重機で金属を積み上げる音、大型トラックへ金属を積み込む音が、70dB以上で、瞬間的には90dBを超える。また、重機で金属を押し込むために起こる揺れは地震そのものであ | | 調停申請 取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|---|-------------|-------------|------|--|------------|-------|---|
| | | 件 | | | | り、このまま続けば家の傾きや壁のひび割れにつながらないか不安である。自営業で毎日家におり、このような状況下で不安な生活をしていて、体調が優れず、仕事もに付かない。よって、被申請人は、①事業所の移転、②事業の廃業、③①又は②の措置を採ることが難しい場合には、申請人が移転しても良いので、それに係る費用を全額負担、④①~③の措置を採ることが難しい場合には、防音壁を設置し当方より30m離れた場所で作業すること。 | | | |
| 56 | 平成29年 (調)第1 | | 29. 1.24 | 三重県 住民1人 | | 防災無線のスピーカーが自宅のすぐ近くに設置されており、緊急時以外の放送が85dBの音量で頻繁に流れる。このような状況が続いて体調を崩し、自治会や市に相談しても解決しない。よって、被申請人は、防災無線の撤去移転若しくは緊急時以外の放送(小学校の放送、健脚運動の放送、お年寄り会の放送等)を中止すること。 | 29. 3.21 | 調停打切り | 調停回開め成がみし切結の進がみし切結の進がすい停本のでは、日を意込断ちたのはない。 |
| 57 | 平成29年 (調)第2 号事件 | 場から・ 事被 動 動 は 請 は は は は は は は は は は は は は は は は | | 住民1人 | | 被申請人が金属加工業を始めたことで、その操業騒音と振動に悩まされ、我慢することによる精神的ストレスが続いている。よって、被申請人は、①移転すること、それが不可能な場合、騒音・振動の改善を徹底すること、②一時的な対処ではなく、日々改善に取り組むこと、③申請人が騒音・振動に対して不快を感じることなく日常生活が送れるレベルにすること。 | | | |
| | 平成29年 (調)第1 号事件 | らの音を のと の の の に 音 止 件 が は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 り に り 、 り 、 り 、 り 、 り り り り り り り り り | 29. 1.12 | 住民1人 | | 申請人の妻は以前からぜん息等の持病があり、被申請人宅でのピアノの使用に伴い病気も発症した。よって、被申請人は、①ピアノの使用に当たっては防音対策等を実施し、申請人及びその家族の日常生活に②ピアノの使用に当たっては、①の防音対策がされない状況では、使用時間は13時から19時までの時間帯内で2時間未満とし、かつ、使用時間を一定とすること、③申請人及びその家族の体調が優れないとして連絡のあった日は、ピアノを使用しないこと。 | | | |
| 59 | 平成28年 (調)第1 号事件 | | 28. 4.14 | 京都府住民8人 | | 大型バス駐車場が設置されれば、大型バスの往来増加や路上駐車、一時停止により、騒音・振動、排気ガスによる大気汚染や悪臭、アイドリングによる低周波音等が増大し、A施設北側の道路に面した住宅街に住む住民への健康被害のおそれがある。よって、被申請人は、A施設北西部分で整備が計画されている大型バスの駐車場は、A施設北側の道路に面した住宅街・児童公園の前ではなく、A施設東側の道路に面したA施設東側に設置すること。 | 28. 10. 3 | 調停打切り | 調5の進がみし切結の進がみし切結の進がすい停本の催た立な調、のからを伸びがすい停本は対けにあるとをはいた。 |
| 60 | 平成28年 (調)第2 号事件 | | 28. 5. 9 | 京都府住民1人 | | 申請人は、被申請人B社が発生させた騒音により、不眠症、慢性頭痛、血圧の上昇、肩こり、無気力感等を発症し、かかる治療に金15万円を要した。また、肉体的、精神的苦痛、活動障害を受け、これを慰謝するには金500万円が相当である。よって、①被申請人A市は騒音規制値の設定をすること、②被申請人B社は規制値の遵守が確認できるまで、被申請人の木材加工工場を稼働しないこと、③被申請人A市及びB社は、申請人に対し、損害賠償として金515万円を支払うこと。 | | 調停打切り | 調3の進がみし切結の進がみし切結の関係を立な調であるとを件がすい停本のとかがいままた。 |

| No | 事件の | 事件名 | 申請受付 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------|--------------|----------------|---------|---------|---|-----------|------|--------------------|
| | 表示 大阪府 | 自動車専 | 年月日 6.12.22 | | | 都市計画道路及び自動車専用道路が完成 | 年月日 | | |
| 01 | 平成6年 | | | | 者市長) | し、供用が開始されることにより、騒音、 | | | |
| | (調)第5 | | | 人 | | | | | |
| | | 騒音等被 | | | 管理会社 | 響のおそれがある。よって、被申請人は、 | | | |
| | | 害防止請 | | | | 環境保全上の適切な処置を講ずること。 | | | |
| | | 求事件 | | | | | | | |
| 62 | | スーパー | | | | 被申請人が展開するスーパーマーケットの | 28. 4. 19 | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| | 平成27年 | マーケットからの | | 住氏8人 | | 新規開店と同時に、店舗西側排気口及び店 舗屋上駐車場の排気ダクトから鮮魚・精 | | | 6回の調停期日 の開催等手続を |
| | | 悪臭・騒 | | | ٢ | 間度上紅車場の併式タクトから に関する 内、揚げ物等の異臭が発生し、申請人らは | | | 進めた結果、調 |
| | | 音被害防 | | | | 被害を受けた。さらに、来店者の車が当該 | | | 停委員会の提示 |
| | | 止等請求 | | | | 店舗屋上駐車場を利用する際に、昇降スロ | | | した調停案を当 |
| | | 事件 | | | | ープを通過する際に発生する騒音被害も受 | | | 事者双方が受諾 |
| | | | | | | けている。申請人らから被申請人に上記被 | | | し、本件は終結 |
| | | | | | | 害に係る対策を求めたところ、排気ダクト | | | した。 |
| | | | | | | のスイッチは切断されたものの、いまだ異 | | | |
| | | | | | | 臭の排出や騒音被害が続いている。よって、被申請人は、①店舗西側住宅4軒の玄 | | | |
| | | | | | | 関に面した排気口(10箇所)の撤去をする | | | |
| | | | | | | こと、②排気ダクト(店舗屋上駐車場)の | | | |
| | | | | | | 撤去若しくは住宅面を避けた北面・東面へ | | | |
| | | | | | | の移転又は店内でのダクト処理を行うこ | | | |
| | | | | | | と、③車昇降スロープを全面アスファルト | | | |
| | | | | | | 舗装の措置を講じること、④植木の手入 | | | |
| | | | | | | れ、雑草の伐採と水やりの措置を採るこ | | | |
| 63 | 大阪府 | 塗装事業 | 27. 10. 26 | 大阪府 | 塗装会社 | 平成27年7月に、申請人の駐車場近隣の塗 | 28. 4.11 | 調停申請 | 申請人は、都合 |
| | 平成27年 | | | 住民1人 | | 装工場からの塗料の粉じんが申請人の所有 | | 取下げ | により、調停申 |
| | | 粉じん被 | | | | する車に付着し、申請人は4事業社への修 | | | 請を取り下げた |
| | | 害防止等 | | | | 繕要請、市役所等への苦情相談を行ったが | | | ため、本件は終 |
| | | 請求事件 | | | | 解決に至らなかった。よって、被申請人ら | | | 結した。 |
| | | | | | | は、①工場からの塗料の粉じんにより汚れ た車を修繕すること、②今後工場からの粉 | | | |
| | | | | | | じんにより、車が汚れることのないように | | | |
| | | | | | | 対策を採ること。 | | | |
| 64 | 大阪府 | 造成工事 | 27. 11. 4 | 大阪府 | 住宅販売 | 被申請人らは平成27年4月中旬から、申請 | 28. 4.25 | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| | 平成27年 | | | 住民8人 | | 人居住地直近である田の造成工事を始め | | | 3回の調停期日 |
| | | 動被害現 | | | | た。工事着工以来、10 t クラスの大型貨物 | | | の開催等手続を |
| | | 状回復等 請求事件 | | | 会社 | 自動車やミキサー車等が申請人ら居住地の 狭い生活道路を我が物顔で走行したこと | | | 進めた結果、調 停委員会の提示 |
| | | 明小事件 | | | | や、土地改良工事用の大型ユンボ等で土を | | | した調停案を当 |
| | | | | | | 掘り起こしたことによる振動で家屋壁面等 | | | 事者双方が受諾 |
| | | | | | | に被害が発生した。よって、 被申請人ら | | | し、本件は終結 |
| | | | | | | は、①事業活動において被害を受けた家屋 | | | した。 |
| | | | | | | 壁面等の修理、現状回復すること、②事業 活動において被った精神的苦痛の謝罪をす | | | |
| | | | | | | 活動において放った相仲的古畑の翻非をすること。 | | | |
| 65 | 大阪府 | 製麺所か | 28. 1.18 | 大阪府 | 食品製造 | 申請人は平成27年3月から被申請人製麺所 | | | |
| | 平成28年 | らの騒音 | | 住民1人 | | に隣接する住所に居住している。申請人は | | | |
| | | 等被害防 | | | | 製麺所から発生する騒音・低周波音等によ | | | |
| | | 止請求事 (# | | | | り体調を崩す等の被害を受けたため、被申 | | | |
| | | 件 | | | | 請人及び市に苦情を申し入れたが、改善されない。よって、被申請人は、①騒音につ | | | |
| | | | | | | いて規制基準値内にとどまるように騒音源 | | | |
| | | | | | | の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講 | | | |
| | | | | | | じること、②低周波音を参照値内にするよ | | | |
| | | | | | | う措置を講じること、③申請人宅に面して | | | |
| | | | | | | いる排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置を採らない場合は1 | | | |
| | | | | | | ること、④上記の措直を採らない場合は 年の猶予期間後工場を移転すること。それ | | | |
| | | | | | | が不可能な場合は申請人宅を買い取る措置 | | | |
| L | | | | <u></u> | <u></u> | を講じること。 | <u> </u> | | |
| 66 | | 家庭用燃 | 28. 6. 2 | | 大阪府 | 申請人らは、家庭用燃料電池の運転音によ | | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| | 平成28年 | | | 住民2人 | 住民1人 | る騒音・振動により夜は不眠、日中は頭 | | | 6回の調停期日 |
| | (調)第2 | らの騒 | | | | 痛、胸の圧迫感があり、止まらない音にイ | | | の開催等手続を |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|--|-------------|--------------|----------------------|---|------------|-------|---|
| | 号事件 | 音・振動止害 を 接 の 度 質 情 事 件 | | | | ライラして、体の疲労は増大し、被申請人に苦情を申し入れたが改善されない。よって、被申請人は、①被申請人宅に設置した家庭用燃料電池の運転を直ちに停止し、本件家庭用燃料電池及び家庭用ヒートポンプ給湯機等の類似する機器以外の機器に変更用とるであること、②申請人らが本件家庭用燃料を連けるため、自宅から現住所に避難している申請人らの受けた身体的、精神的苦痛に対し慰謝料を支払うこと。 | | | 進めた結果、調停委員には一個では一個である。 おっぱい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい はいい はい は |
| 67 | 平成28年 (調)第3 号事件 | 水産加工の悪いのでは、水産があります。水産があります。水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水のでは、水水の水が、水水の水が、水水の水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水水が、水 | 28. 8.19 | 大阪府 住民4人 | | 被申請人が焼却炉で発泡スチロール、プラスチックごみを燃やすことで発生する煙・悪臭により、申請人らは吐き気やのどの痛みによる被害を受け、被申請人に対して再三にわたり焼却中止を訴えたが改善されない。よって、被申請人は、事業活動を行っている工場敷地内で有毒ガス及び悪臭を発生させるごみを焼却しないこと。 | | 調停成立 | 調の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の選の表の表の表の表の |
| 68 | 平成28年 (調)第4 | 精密加まる おまま おまま おおま りょう おり りょう いっぱい りょう おいま はい | | 大阪府 住民1人 | 者市長) 精密機器 製造販売 | 被申請人 B 社は、煙突から排煙を続けており、煙突の撤去、工場の窓の施錠及び機械の入れ替えを依頼したが、改善されない。被申請人 A 市については、被申請人 B 社に対して指導を十分に行わず、申請人に対する対応が十分でなかった。よって、被申請人 B 社は、①排気する悪臭煤煙などの被害を及ぼさないようにすること、②申請人宅に向けられた換気口の移設及び工場の換気を申請人宅側で行うのを中止すること、③操業時間を午前9時から午後5時までとすること、④備品の弁償、住めない場合はその補償をすること。被申請人 A 市は、市民の苦情に対して、誠意ある対応をすること。 | | | |
| 69 | 平成28年 (調)第5 | 東開閉・田田の東京・東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東 | 28. 11. 7 | | 大阪府 住民1人 | 前回の調停で、被申請人が設置したブロック塀の遮音効果は期待には程遠く、ドアの開閉音に悩まされていた。被申請人に何度か申し入れたが、開閉音等は一向に収まる気配がない。よって、被申請人は、①現状の駐車位置で前向き駐車に変更しなければならない。または、申請人、被申請人境界と反対側に寄せて後ろ向き駐車に変更しなければならない、②ブロック塀の高さを増しと補強をしなければならない、③ブロックに積数明示しなければならない、④契約車間で制限を設けなければならない、④契約申別で、100円ではならない、④契約申別でででである。 | | 調停打切り | 調1の進がみしります。 1 の進がが、りの催た立な調、では期続合見判打はをはります。 3 とをはいますが、ののでは、日を意込断ちた。 |
| | 平成29年 (調)第1 号事件 | 加から ・ に 工の 振り ・ 害事 ・ まず 非 | | 加工会社 | 住民1人 | 申請人は、被申請人からの苦情を受け、防音壁を設置するなど防音対策を講じてきたが、被申請人からの苦情が止まなかった。申請人は、今後も近隣被害を生じさせない努力を続けるが、これ以上感情的対立に至らせないことが騒音紛争の解決に必要と考える。よって、被申請人は、申請人に対する苦情(騒音振動被害)につき、申請人のもに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を図ること。申請人らは、本件マンション建設予定地周申請人らは、本件マンション建設予定地周 | | | |
| 11 | | 业体駐単 場からの | 29. 2.24 | 大阪府 住民37人 | | 申請人らは、本件マンション建設予定地周 辺に居住しており、本件マンション工事中 | | | |

| No | 事件の | 事件名 | 申請受付 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結 | 終結区分 | 終結の概要 |
|------|--------------|--------------|----------|-------------|---------|--|------------|-----------|---------|
| | 表示 | 騒音・振 | 年月日 | | 파크스카 | に発生する騒音・振動、隣地境界線に近接 | 年月日 | | |
| | | 触りが扱 | | | 政司云红 | して設置される機械式駐車場が発生する騒 | | | |
| | | れ公害防 | | | | 音・振動により、精神的苦痛を受け通常の | | | |
| | | 止請求事 | | | | 生活に影響するおそれがある。よって、被 | | | |
| | | 件 | | | | 申請人Aは、機械式駐車場の操業に当た | | | |
| | | | | | | り、全日特に午後10時から翌午前6時まで | | | |
| | | | | | | の操作時警報音の軽減措置を採らなければ | | | |
| | | | | | | ならない。被申請人らは、①機械式駐車場 | | | |
| | | | | | | の騒音について規制基準内にとどまる駐車 | | | |
| | | | | | | 場設置場所の見直しや、より低騒音の機種 の選定等の対策を講じなければならない、 | | | |
| | | | | | | ②機械式駐車場の振動についてこれを軽減 | | | |
| | | | | | | する措置を採らなければならない、③機械 | | | |
| | | | | | | 式駐車場へ駐車する際の排気ガスについ | | | |
| | | | | | | て、隣地に被害が及ばないよう設置位置を | | | |
| | | | | | | 見直すか、隣地に直接排気ガスが流入しな | | | |
| | | | | | | いように対策を講じなければならない、④ | | | |
| | | | | | | 騒音のみならず、機械式駐車場が北側隣地 | | | |
| | | | | | | に与える圧迫感や日照の侵害は甚大である | | | |
| | | | | | | ため、機械式駐車場の設置位置や地上部の | | | |
| | | | | | | 段数を見直さなければならない。被申請人 らは、上記措置を採らない場合は、平面駐 | | | |
| | | | | | | 車場に計画を変更すること。被申請人A | | | |
| | | | | | | は、①マンション建設工事中に発生する騒 | | | |
| | | | | | | 音・振動について規制基準内にとどまるよ | | | |
| | | | | | | う対策を講じなければならない、②工事に | | | |
| | | | | | | 先立ち住民と工事協定を結び、これを遵守 | | | |
| | | | | | | しなければならない、③本件調停中はマン | | | |
| | | | | | | ションの建設工事を行ってはならない、④ | | | |
| | | | | | | マンション建設工事中であっても上記措置 | | | |
| | | | | | | を採らない場合は、工事を中断せねばなら | | | |
| 79 | 兵庫県 | コンビニ | 28 2 20 | 丘唐但 | コンドー | ない。 被申請人が経営するコンビニエンスストア | 28 12 13 | 調停成立 | 調停委員会は、 |
| 12 | - 1, 1 - 1 - | エンスス | 20. 2.23 | | | の駐車場から発生する騒音等によって、自 | 20. 12. 15 | 两 子 / 久 立 | 6回の調停期日 |
| | | トア駐車 | | EP(0)(| トア | 律神経の失調、精神不安、めまい、頭痛、 | | | の開催等手続を |
| | 号事件 | 場騒音防 | | | | 睡眠不足等の被害を受けている。よって、 | | | 進めた結果、調 |
| | | 止対策等 | | | | 被申請人は、①緩衝帯を設けるなどの騒音 | | | 停委員会の提示 |
| | | 請求事件 | | | | 防止対策を講じ、駐車場から発生する騒音 | | | した調停案を当 |
| | | | | | | を低減すること、②申請人が設置した防音 | | | 事者双方が受諾 |
| | | | | | | 窓の工事費、健康被害による治療費を含む | | | し、本件は終結 |
| 79 | 丘田田 | 바루ㅁ표 | 00 0 5 | 5 中旧 | 5 中旧 | 慰謝料を支払うこと。 | | | した。 |
| 13 | | 排気口悪 臭防止対 | ∠o. 9. b | | 兵庫県住民の人 | 被申請人宅の排気口より発生する悪臭により、精神的苦痛、身体への影響が生じてい | | | |
| | | 策請求事 | | 止い1八 | 止以4八 | る。よって、被申請人らは、被申請人ら自 | | | |
| | 号事件 | 件 | | | | 宅建物の西側壁面にある排気口に、申請人 | | | |
| | | | | | | の費用負担において、排気筒等の補助器具 | | | |
| | | | | | | を設置することによって、排気場所を屋根 | | | |
| | | | | | | 以上の高い位置に変更することにより、申 | | | |
| | | | | | | 請人宅に直接悪臭を伴う排気が流れ込むこ | | | |
| 77.4 | 丘庄 | 京世 世上 | 00 0 15 | ら 使 (P | ら 使 (P | とがないよう防止措置を講じること。 県立A高等学校野球部から発生される騒音 | | | |
| (4 | | 兵庫県立 高等学校 | 28. 9.15 | 兵庫県 住民1人 | 兵庫県 | 県立A局等字校野球部から発生される騒音 により、長年において精神的苦痛を受けて | | | |
| | | 局等字校 野球部騒 | | | 知事) | いる。よって、県立A高等学校は、①野球 | | | |
| | | 音防止対 | | | VH #1 | 部の練習に使われるバッティングケージを | | | |
| | | 策等請求 | | | | 現在あるグラウンド東部から北西部へ移転 | | | |
| | | 事件 | | | | すること、②バッティングケージ以外で行 | | | |
| | | | | | | われるバッティング練習もグラウンド北西 | | | |
| | | | | | | 部で行うようにすること、③それ以外によ | | | |
| | | | | | | って生じる騒音も騒音規制基準値内に抑え | | | |
| | | | | | | るよう尽力すること、また、低周波音を発 | | | |
| | | | | | | 生させる機器を極力持ち込まず、設置しないことの野球の種式球が申請しの住所地 | | | |
| | | | | | | いこと、④野球の硬式球が申請人の住所地 に飛び込まないよう防護ネットを高くする | | | |
| | | | | | | に飛び込まないよう防護不少トを高くする こと、⑤校長は責任をもって部下及び生徒 | | | |
| | | | | | | に接し、管理すること。 | | | |
| | l | L | | L | ļ | 一分し、日子/のここ。 | | L | Į |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|--------------------------------|----------|-------------|------------------------------|--|----------|---|--|
| 75 | | 平(調) 号お停義 動事件る項履申 の行出 | 20. 9. 3 | | 産業廃棄 物処理業 者 | 奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行 勧告申出 | | | |
| | (調)第1 号事件 | 薪び一のよ被等開風薪ブ排る害請とスか煙悪防求件 | | 住民1人 | | 申請人は昭和44年10月から現住所に居住しており、被申請人は昭和46年頃に申請人宅の北側に薪風呂を作り、平成26年頃に薪ストーブを設置した。薪風呂と新ストーブを設置した。薪風呂と死洗濯が付着人が、上の北側にがしたような悪臭が付着人が、といるではり、また、申請とは申請といる。また、申請とは申請といる。また、のに対し、の項事等がで、体調を崩して知り、また、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | | | |
| 77 | 平成28年 (調)第2 号事件 | 食肉加工ら の 駆臭請 防止 事件 | 28. 3.22 | 奈良県 住民3人 | | 申請人ら多数の住民は、被申請人の食肉加工により生じる肉と油で揚げる臭いにより油酔いをし、さらに、低周波を伴う機械の騒音等の結果精神的、身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、上記のような被害を抜本的に解決するために、①早期に移転すること、②次善の策として、平日の千後6時から午前8時までと、日祝日はボイラーと換気扇を停止させること、消音装置又は騒音遮断装置、脱臭装置を設置すること。 | 29. 2. 9 | 調停打切り | 調停委の選の選の選の選の選の選の選ができるとは期続のでは、日を意込断がでいるというでは、日を意込断があるというでは、日を意込断が終め、日を意込断が終め、日を意込断が終め、日を意込断が終め、日を意込断が終め、日を意込断が終める。 |
| 78 | 平成28年 (調)第3 | 水らに盤害び償件で漏る下止害求が水地被及賠事 | 28. 6. 9 | 不動産会社 | 者市長) 市企業局 (代表者 公営企業 | 申請人所有地の高水にはより、高いの道路に埋設地の高水に、大道管が破裂し、不の漏水にがある。 道路に、大道路のの大力の高いに、大力の高いでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力の大力の一方のでは、大力のではないかりではないかりではないかりではないかりではないかりではないかりではないかりではないかりではないか | | 調ター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 調本害つ償そのたらら理項申法り欠こもる請と終停申にいにの紛場な、法に請な、陥とのたをと結委請係て関他争合ぃ公第基ともかはがとめ却しし員はる、すの」に、害26づしもつ補で認、下、た。会、被損る民がはこ紛条くての、正きめ本す本は「害害紛事生当と争第調不でそすなら件る件 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|--|------------|-------------|--------|---|------------|---------|-----------------------------------|
| | 号事件 | の審びの事が損請 | 29. 2.28 | 住民1人 | 付・解体業者 | 被申請人会社は、断熱材の取付、解体工事を業としており、平成28年3月頃から事業所の建設を開始し、同年9月頃から事業所の建設を開始し、同年9月頃から事業所の建設を開始し、同年9月頃から事業所のを稼働しているが、建設開始が表現が、は、小るが、は、小るの非人に対し、被申請人に対し、被申請人に対し、会社事務所在の申請人に対し、生活がの時までは60dB以上の音量をでは60dB以上の音量をではおけると、②前記事業所においてと、②前記事業所における、申請人宅との敷地境界から10m以内で車所における、申請人宅との敷地境界がら10m以内で車所における、申請人宅との敷地境界がら10m以内で車所における、申請人宅との敷地境界がら10m以内で車所における、申請人宅との敷地境界部分において、別紙設備目録記載の設備(防きこと、後能を有する設備を設置すること、後能を有する設備を設置すること、後能を有する設備を設置すること、後に対し、金30万円を支払うこと。 | | | |
| 80 | 平成27年 (調)第1 号事件 | 金属加工 工場 本場 本場 を で を で を で を で まず 事件 | 27. 4.17 | 広島県 住民2人 | | 申請人は、被申請人工場からの異常な作業騒音により、体調不良(頭痛、高血圧、視力低下、ノイローゼ等)となったため、被申請人に対し、再三にわたり騒音を下げるよう依頼したが、被申請人に規制基準を遵守する意思及び誠意はなく、市役所の指すでは、本気の改善がされない。よので、被申請人は、①工場から発生する騒音を、法令で定める規制基準値以内に抑えること、②7年以上迷惑をかけてきたことに対して謝罪すること、③慰謝料として金500万円を支払うこと。 | | | |
| 81 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 体工場から らい ・振動 被害防止 請求事件 | 28. 10. 17 | 住民1人 | 体業者 | 被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人に対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、被申請人の作業内容を改善すること。 | | | |
| 82 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 取改置置に質がまますのの定変る濁れ止件の公請する。 | | 漁業関係団体 | 者農林水 | 当初予定していた取水口の位置を変更することによる水流、水位、水質等の変化や魚類の取水口への迷入により、魚類の遡上が大きく阻害され、漁業に大きな影響が生じる危険性や、取水口設置による水量、水質等の変化により、多数の魚やカニの生態系に影響が出る可能性がある。よって、被申請人は、①取水口の設置予定位置の変更により、影響を受けると考えられる稚魚及び仔魚に対する適切な環境影響対策を実施すること、②①の環境影響対策が確定するまで工事を中断すること。 | | 調停申請取下げ | 申請人は、都合により、調停申請を取り、調けたため、本件は終結した。 |
| 83 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 風に周の公等は建る音そ防求とはいい。 | | | | 申請人らは、被申請人らが建設を予定している各風車群から、低周波音を含む騒音階音を受けるおそれがある。よって、被申請人らは、①風車が建設された場合の低周波音等の予測内容を、予測手法を含めて象条値の気象を出れた場でである。、尾根から谷部へのなること、②居住地の年価があること、②居住地のののなると、で、個別では、大低周波音等の共振を引いたして、被害予測を明らかにして、被害予測の妥当性及び対策等を協議すること、⑤発電所内への立入調査、低周波音調査等に関する協定を締結すること、⑥上記①から⑤を実行しない場合、風車全ての建設を中止すること。 | 28. 12. 27 | 調停打切り | 調停回開め成が、りの進がみし切結とない。 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|------------------------------|------------------------------|----------|---------|------|--|---------|------|---|
| | 高知県 平成28年 (調)第1 号事件 | 工場から・ 悪臭 動 事件 事件 | | 住民1人 | 造会社 | 申請人は、被申請人の操業する工場から発生する騒音により、血圧上昇、耳鳴り、動悸等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①防音壁、吸音壁及び防臭壁等を設置するなどして被申請人の操業すること、②工場の操業時間を9時から17時までとし、夜間、土曜日、日曜日及び休日の操業を行わないこと、③上記①から②の措置を採らない場合、工場を移転すること。 | | | 調1回開かれる (本年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年 |
| 85 | 平成27年 (調)第1 号事件 | | | 福岡県住民1人 | | 幼稚園からの騒音(園児の声、ピアノの音等)によって、申請人の生活及び歯科医院での診療に影響が出ており、また被申請人が幼稚園の園舎の窓を開けているため、申請人は、①防音壁を設置するなどして、被申請人は、①防音壁を設置するなどして、幼し、同園からの騒音を低減すること、②申請人に申請人が行った防音工事費用151万1,611円を支払うこと、③同園の園舎の窓から申請人が見えないようにする措置を採ること、方が見えないようにする措置を採ること。 | | 調停成立 | 調停の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の選集をは、日の関係をは、日のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |
| | 平成28年 (調)第1 号事件 | 波防事件 | | 住民1人 | 営会社 | 平成14年頃、被申請人店舗のリカオーにといいます。 東機として激しいな事情人店舗のリカイにといいます。 東機として激しいながある。 は改善を持ているといいであれるにといいます。 は改善であるに、であるにといいます。 は改善を持ているとのであれるが、 を申し入れたがりたいいながである。 は改善をであるに、であるに、といいなが、 を申したが、といいながであれるとのであれるがである。 は改善であるといるといいなが、 を出きなが、後様がいったが、 をはなが、なった。のけいであれると、 をはなが、ないのであれると、 を出きないのであれると、 を出きないのであれると、 を出きないのであれると、 を出きなが、ないのであれる。 のであるは、 なのであるは、 なのであるは、 なのであるは、 なのであるは、 なのであるは、 なのであるは、 なのであるに、 を出きなが、 をいいなが、 をいいなが、 をいいなが、 をいいなが、 をいいなが、 をいいなが、 なのであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものであるに、 なのでものに、 なのでした。 なのでした。 なのでは、 なのでは、 なのに、 なのに、 なのに、 なのに、 ないに、 | | 取下げ | 申請より取、本のでは、調下は終れている。 |
| 87 | 平成26年 (調)第1 | 病知らに臭止事の備排る害請の推押る害請 | | 佐賀県住民1人 | | 被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障を来すとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼動を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金200万円の損害賠償金を支払うこと、④平成26年8月1日以降、焼却設備の稼動停止期間を除き、1か月当たり10万円の損害賠償金を支払うこと。 | | 調停成立 | 調8の進人にのっ事諾答と成みは得回開め及対受た者しがか立な終委の催たびし諾と双なならしさ結員調等後被、勧こ方いか、たれしは期続申請停を、らのた停の本は別続申請停を、らのた停の本に別を請人案行当受回こがと件 |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|------|----------|--------------|--------|---|----------|-------|--|
| | 平成27年 (調)第1 号事件 | 工場から | 27. 6.24 | 佐賀県 住民2人 | | 被申請人の操業する金属加工工場は、申請人らの住宅敷地場と境界により接している。そのため、操業に伴う様々な騒音(工場の扉の開閉音、工場内での金属加工音、敷地内にトラックが出入りする際の音等)により、申請人の平穏な生活環境が奪われている。よって、被申請人は、以下の音量を超える騒音は発生させないこと。①昼間:50dB、②朝・夕:45dB、③夜間:45dB | 28. 6.16 | 調停成立 | 調停の 2 回開を 員調等手 長のの のの のの のの のの のの のの のの のの の |
| 89 | 平成28年 (調)第1 号事件 | ンからの | | | 住民1人 | 申請人は、隣接マンションの一室からの重低音の音楽による低周波音により、頭痛、不眠、動悸、圧迫感などの症状が続き、心療内科において自律神経失調症と診断された。よって、被申請人は、夜間(23時~6時)の音楽を消すこと。 | | | |
| 90 | 平成29年 (調)第1 号事件 | 室外機か | | | | 申請人宅近隣に新築された被申請人宅のエアコン室外機(隠蔽配管)の音により、不眠、耳鳴り、めまい等体調不良が続いている。よって、被申請人は、①被申請人宅の室外機を申請人の費用負担にて移設すること、②移設が無理な場合、室外機の前に防音フェンスを設置すること、なお、この場合、防音効果が不明であるため、フェンス費用は申請人及び被申請人で折半すること、数十年先に防音フェンスの効果が低下した場合には、買換えのフェンス費用も折半とする。 | | | |
| 91 | 平成28年 (調)第1 号事件 | からの騒 | | 大分県 住民6人 | 医療法人 | 申請人らは、被申請人の施設に設置された 空調設備の室外機からの騒音ないし低周波 により、安眠妨害を受け、体調不良を生じ ている。また、設備から発生する臭いや託 児所の子供達の泣き声などに悩まされてい る。よって、被申請人は、①室外機の音を 防音するための壁を施工すること、②施設 内の設備から発生する水の音や臭いの対策 を採ること、③託児所を移転すること。 | | 調停打切り | 調停会は、 2回開発を の開発を が成がが調 でいた。 がはないに がいる。 の関係がする の見いでは の見いでは の見いでする ののでする ののでで ののでする ののでで ののです ののです ののです ののです ののでする ののでです。 ののでする ののでする ののでする ののでする のので のので |
| 92 | 平成29年 (調)第1 号事件 | による水 | | | 非鉄金属会社 | 申請人は、被申請人の事業活動に伴い発生した有害な鉱物による岩牡蠣の重金属汚染により、事業を継続することができなくなった。よって、被申請人は①A海域西端一帯の海底に堆積した生態系に有害な鉱物を速やかに除去すること、②金4,380万円の損害を賠償すること。 | | 調停打切り | 調1回開発を 調停回開発を 調停可開発を 調等が、るり、 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 ががない。 がいないるい。 がいない。 がい。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がいない。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい |
| 93 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 理施設か | | 工業団地 協同組合 | | 被申請人は廃棄物処理業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、粉じん等により、申請人組合に加入している会社は、社員が心理的・感覚的被害を受けているほか、会社設備等の破損等の被害も発生している。よって、被申請人は、廃棄物処理事業の稼働による騒音、振動、汚水、粉じん及び悪臭等の公害被害を解消するための必要かつ十分な措置を講じるまで、同事業の稼働を停止すること。 | | 調停打切り | 調の原子 (まなり) (ままり) |

| No | 事件の 表示 | 事件名 | 申請受付 年月日 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終 結 年月日 | 終結区分 | 終結の概要 |
|----|-----------------------|--|-------------|---------|--------|---|------------|------|---|
| 94 | 平成27年 (調)第1 号事件 | 製糖・ ・ に被害 ・ に被請 ・ に被請 ・ に被請 ・ に被請 | | 沖縄県住民1人 | 会社 | 被申請人の工場が稼働することにより、申請人宅において騒音・低周波音・振動による自宅建物のがたつき、亀裂、睡眠妨害等の被害及びばいじん等排出物飛散による汚染の被害が生じている。よって、被申請人は、①12~4月頃の製糖シーズンにおいて、工場から発する夜間の騒音・低周波音・振動が申請人宅に届かないよう必要な措置を講ずること。②上記製糖シーズンにおいて、ばいじん等の排出物が申請人宅に飛散することがないよう、遮蔽などの必要な措置を講ずること。 | | | 調停回開発 2 の 単語 4 の 単語 5 の 楽で 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に |
| 95 | 平成28年 (調)第1 号事件 | 資か音の粉被請場を受ける。一個である。一個である。 | | | 製造販売会社 | 重機トラックなどによる一般粉じん、騒音 及び排気ガス、石炭灰・焼却灰による状態でんの飛散があり、窓が開けられない状態である。また、健康被害についても心配している。よって、被申請人は、①電力会社から購入した石炭灰・ごみ焼却場の溶融スラグなどの搬入を、即座に中止すること、②溶融灰・溶融スラグなどを平成28年12月31日までに事業場から撤去移動すること、③溶融灰・溶融スラグなどの騒音・粉じん・排気ガスなどに細心の注意を払い、住宅街生活道路を通行すること。 | | | 調の開いている。 3 回開 を 3 回開 を 3 画 第 年 3 画 第 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 |